附則

この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

(三)

第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等	既存不適格調書	既存認定畜舎等の基準時及びその状況に関する事項
第八十条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分
	第八十条第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	第八十条第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書
第八十一条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分 基準時以後の増築又は改築に係る部分
第八十二条の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の構造、材料の種別及び寸法
第八十三条の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	面積表	基準時以後の増築又は改築に係る部分
第八十四条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分 石綿が追加されている部分
		増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置
	二面以上の断面図	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置
第八十五条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	改築に係る部分
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
第八十六条第四項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	石綿が添加されている部分 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置
第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	二面以上の断面図	第六条第二項に規定する構造方法

様式第一号（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

20cm以上

15cm以上

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済（　構造畜舎等）	
認定年月日・番号	年　月　日　第　号
認定した者	
認定計画実施者氏名（名称）	
備考	

（注意）　（　構造畜舎等）には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。